

田舎館村農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年4月11日（月）午前8時57分から9時39分

2 開催場所 田舎館村役場3階「リハーサル室」

3 出席委員

農業委員（8名）

会長	10番	福士	眞規
会長職務代理者	1番	葛原	慶仁
委員	2番	菊地	卓朗
	3番	山本	久行
	4番	中山	静子
	5番	鈴木	穰
	8番	田澤	隆
	9番	白戸	陽平

農地利用最適化推進委員（5名）

担当区域1	工藤	秀範
担当区域2	岩間	孝治
担当区域3	鈴木	秀樹
担当区域5	小山	清孝
担当区域6	鈴木	哲也

4 欠席委員（3名）

農業委員	6番	福原	義明
	7番	工藤	浩司
推進委員	担当区域4	白戸	卓郎

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記指名

第3 議案第11号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第12号 農用地利用集積計画の決定について

議案第13号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第6号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の受理について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 竹内 哲也

事務局次長 佐藤 勝彦

7 会議の概要

事務局 ただいまより、3月の定例総会を開催いたします。
まず、はじめに田舎館村農業委員会憲章の唱和を行います。

会長 一つ、農業委員会は（憲章唱和 以下略）

事務局 会長よりあいさつがあります。

会長 （会長あいさつ 以下略）

それでは、会議をはじめたいと思います。本日の出席委員数は、農業委員8名、推進委員5名です。田舎館村農業委員会規則第6条により会議が成立します。

議事録署名者の指名を行います。8番の田澤隆委員と9番の白戸陽平委員を指名します。

書記には、事務局の竹内・佐藤の両名を任命します。

議案に入ります。

議案第11号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものであります。

事務局より説明願います。

事務局 議案第11号について説明いたします。

今月の農地法第3条の許可件数は、所有権移転が3件、賃貸借権設定が2件です。

【議案第11号、所有権移転の整理番号5～7、賃貸借権設定の整理番号3、4について説明】

3ページの所有権移転の整理番号5については、枝川地区、(株)小野商事の敷地の東側に隣接する農地であります。

ビニールハウスで野菜、果樹の栽培を行うため、取得するものであります。

整理番号6については、垂柳地区から東側約580mに位置する農地と他6筆であります。

体力的な問題から譲渡人自らの耕作が困難となったことから、知人を通してのマッチングにより、譲受人へ所有権移転することとなったものであります。

4ページの整理番号7については、境森地区内にある農地であります。

譲渡人が高齢のため耕作できなくなったことから、同じ地区の譲受人へ相談し、贈与することとなったものであります。

5ページの賃貸借権設定の整理番号3については、大袋地区から北東約500mに位置する農地と他7筆であります。

賃貸人が高齢のため耕作できなくなったことから、自ら賃借人へ耕作を依頼し、設定することとなったものであります。

整理番号4については、大曲地区から東南東約200mに位置する農地であります。

前耕作者が経営規模縮小のため、期間満了時の更新を行わなかったことから、賃貸人が賃貸借権設定の申出をし、賃借人が借受けることとなったものであります。

以上、これらの案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で、議案の説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。
議案第11号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 無いようですので、議案第11号は議案のとおり決定することとします。

次に、議案第12号に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条及び田舎館村農業委員会会議規則第10条により、「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とありますので、3番の山本久行委員は、審議終了までの退席をお願いします。

(3番 山本久行委員 退席9:08)

議案に入ります。

議案第12号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

田舎館村長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたい旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。

事務局より説明願います。

事務局 今月の案件は、所有権移転が3件、賃貸借権設定が7件です。

【議案第12号、所有権移転の整理番号9～11、賃貸借権設定の整理番号22～28について説明】

7ページの所有権移転の整理番号9については、大曲地区から北北西約110m、整理番号10については、大曲地区の西側に位置し、整理番号11については、大曲地区から北側約470mに位置する農地であります。

この3件については、前耕作者が経営規模縮小のため、期間満了時に更新しなかったことから、中間管理事業においてマッチングを行い、双方の意向により、所有権移転することとなったものであります。

8ページの賃貸借権設定の整理番号22については、大袋地区から北東約450mと820mに位置する農地であります。

期間満了による更新であります。

整理番号23については、大袋地区から北側約650mに位置する農地であります。

期間満了による更新であります。

9ページの整理番号24については、田舎館地区から東北東約680mと南東約530mに位置する農地であります。

期間満了による更新であります。

整理番号25については、田舎館地区から東北東約540mに位置する農地であります。

これまで、別の人と賃貸借権設定をしていましたが、賃借人の希望により解約することとなり、近い場所を耕作する賃借人が借受けることとなったものであります。

10ページの整理番号26については、高樋地区コンビニエンスストアに接道する県道の向い側（東側）に位置する農地であります。

賃貸人自ら耕作する意思がないため、中間管理事業と農業委員会のあっせんに申出していた農地であります。中間管理事業のマッチングにより設定することとなったものであります。

整理番号27については、豊蒔地区から北側約300mに位置する農地であります。

これまで、基盤法において賃貸借権設定をしていましたが、期間満了を迎えたことから、中間管理事業へ切り替え、設定するものであります。

整理番号28については、前田屋敷地区の北東側に隣接する農地であります。

整理番号27と同じく、基盤法からの切り替えであります。

以上の経営内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。
議案第12号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 無いようですので、議案第12号は議案のとおり決定することとします。

(3番 山本久行委員 着席9:14)

次に、議案第13号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見についてを議題といたします。

別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。

事務局より説明願います。

事務局 議案第13号について、説明いたします。

今月の申請は、農地法第5条の所有権移転が1件です。

【議案第13号について説明】

申請人は、弘前市の白戸孝義さん外1名です。

申請地は、川部・和泉地区にある(株)ムツミテクニカの南西側に接道する村道の向い側に位置する農地であります。

用途は、一般住宅の建築であります。

以上です。

会長 次に、議案の審議に入る前に、事前審査の結果報告を9番の白戸陽平委員よりお願いします。

事前審査委員(9番 白戸陽平委員)

事前審査の結果を報告します。

3月31日(木)に私と葛原慶仁委員、菊地卓朗委員と事務局(佐藤)の4人で現地審査に行ってきました。

申請人は、白戸孝義さん外1名、住所は・・・(中略)・・・、所見としましては、日照、排水、悪臭、騒音等、問題ないものと見てまいりました。

会長 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局より補足説明をお願いします。

事務局 今回の申請地は、JR川部駅から東北東約490mに位置する農地で、市街化調整区域の緩和区域に指定されている農地であります。

農地区分は、鉄道の駅から500m以内に位置することから、「市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域」に近接する区域、その他市

街地化が見込まれる区域にある農地であるため、「第2種農地」と判断します。

第2種農地は、「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができる場合は、原則として許可することができない」となっていますが、周辺の非農地、第3種農地等での検討も行っていることから、許可の見込みがあると判断します。
以上です。

会 長 議案の審議に入ります。
議案第13号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 無いようですので、議案第13号は、許可相当と判断し、県知事へ申請書及び意見書を送付いたします。

次に、報告第5号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものであります。
事務局より説明願います。

事務局 報告第5号について説明いたします。

【報告第5号について説明】

会 長 只今の報告について、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 無いようですので、報告第5号を終わります。

次に、報告第6号、農地法第5条第1項第7項の規定による転用届出の受理について、農地法施行令第10条第1項の規定により、別紙のとおり届出を受理したので報告するものであります。
事務局より説明願います。

事務局 報告第6号について説明いたします。

【報告第6号について説明】

会 長 只今の報告について、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)


会 長 無いようですので、報告第6号を終わります。
以上で、今日の総会の議案は、全て終了しました。
ありがとうございました。

前記のとおり会議の次第を記録し、相違ないことを認証し署名押印する。

令和4年4月11日

田舎館村農業員会

会 長

福 士 真規 

議事録署名者

委 員

田 澤 隆 

委 員

白 戸 陽平 